

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

<p>◎ 告 示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法に基づく指定医療機関の指定（2件） ・生活保護法に基づく指定医療機関の廃止（2件） ・生活保護法に基づく指定介護機関の指定 ・生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 ・生活保護法に基づく指定施術機関の指定 ・生活保護法に基づく指定施術機関の変更 ・生活保護法に基づく指定施術機関の廃止 ・漁船損害等補償法に基づく付保義務発生 ・道路の供用開始 ・道路の区域変更 ・指名競争入札の参加者の資格等 	<p>所管課（室）名</p> <p>福 祉 保 健 課</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>漁 業 振 興 課</p> <p>道 路 維 持 課</p> <p>〃</p> <p>教 育 環 境 整 備 課</p>
<p>◎ 公 告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模小売店舗の新設の届出 ・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見 ・土地改良区役員就退任（2件） 	<p>経 営 支 援 課</p> <p>〃</p> <p>農 村 整 備 課</p>
<p>◎ 労働委員会告示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん員候補者の公示 	<p>労働委員会事務局</p>

告 示

長崎県告示第271号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関として次のとおり指定した。

令和6年4月19日

長崎県知事 大石 賢吾

（指 定）

医療機関名	開 設 者	所 在 地	指定年月日	有効期間
訪問看護ステーション ほまれ	Sifuri 合同会社 代表社員 出口 明子	長崎県大村市西大村本町 343番地	令和6年2月1日	令和12年1月31日
訪問看護ステーション 花ゆめ	株式会社 BEEWISE 代表 取締役 鹿田 隆史	長崎県諫早市小川町1259 番地1	令和6年2月1日	令和12年1月31日

諫早記念病院	医療法人宏善会 理事長 本川 哲	長崎県諫早市天満町2-21	令和5年10月1日	令和11年9月30日
秋櫻醫院	医療法人 秋櫻 理事長 石田 賢二	長崎県大村市諏訪2丁目523-1	令和6年1月1日	令和11年12月31日
医療法人 あおば会 こみね眼科	医療法人 あおば会 理事長 小嶺 大志	長崎県島原市中安德町丁4310番地	令和6年1月1日	令和11年12月31日
社会医療法人三校会 宮崎病院	社会医療法人三校会 理事長 宮崎 雅也	長崎県諫早市久山町1575-1	令和6年1月4日	令和12年1月3日
緒方耳鼻咽喉科歯科医院（医科分）	緒方 聖	長崎県諫早市永昌東町50番地	令和6年1月1日	令和11年12月31日
緒方耳鼻咽喉科歯科医院（歯科分）	緒方 聖	長崎県諫早市永昌東町50番地	令和6年1月1日	令和11年12月31日
医療法人社団慈栄会 池田外科医院	医療法人社団慈栄会 池田外科医院 理事長 池田 圭介	長崎県諫早市山川町2-5	令和6年1月1日	令和11年12月31日
医療法人社団晋友会 野田医院	医療法人社団晋友会 野田医院 理事長 野田 晋平	長崎県諫早市西里町23	令和6年1月1日	令和11年12月31日
三村医院	三村 一郎	長崎県諫早市東本町3-13	令和6年1月1日	令和11年12月31日
社会医療法人三校会 宮崎診療所	社会医療法人三校会 理事長 宮崎 雅也	長崎県諫早市久山台9番地10	令和6年1月1日	令和11年12月31日
医療法人芳泉会 まつ なが眼科・形成外科	医療法人芳泉会 まつなが眼科・形成外科 理事長 松永 伸吾	長崎県諫早市永昌町43番地1	令和6年1月1日	令和11年12月31日
医療法人社団仁愛会中 村医院	医療法人社団仁愛会 理事長 中村 裕	長崎県諫早市多良見町化屋843	令和6年1月1日	令和11年12月31日
れもん薬局	有限会社 グロウ 代表取締役 中江 公成	長崎県諫早市永昌町5-13	令和6年1月1日	令和11年12月31日
原田薬局西栄田店	合資会社 原田商店 代表社員 原田 聖子	長崎県諫早市西栄田町662-5	令和6年1月1日	令和11年12月31日
久原薬局	株式会社久原薬局 代表取締役 高木 由美	長崎県大村市久原2-999-11	令和6年1月1日	令和11年12月31日
花しょうぶ薬局	山上 大介	長崎県大村市大川田町363-1	令和6年1月1日	令和11年12月31日
井上デンタルクリニック	井上 義啓	長崎県平戸市生月町館浦107-2	令和6年1月1日	令和11年12月31日
国民健康保険直営松浦 市立福島診療所	松浦市長	長崎県松浦市福島町塩浜免2944番地21	令和6年1月1日	令和11年12月31日
国民健康保険直営松浦 市立福島診療所原分院	松浦市長	長崎県松浦市福島町原免1106番地	令和6年1月1日	令和11年12月31日

国民健康保険直営松浦 市立鷹島診療所	松浦市長	長崎県松浦市鷹島町神崎 免352番地1	令和6年1月1日	令和11年12月31日
国民健康保険直営松浦 市立鷹島診療所（歯科 分）	松浦市長	長崎県松浦市鷹島町神崎 免352番地1	令和6年1月1日	令和11年12月31日
江田小児科内科医院	江田 邦夫	長崎県壱岐市石田町印通 寺浦302	令和6年1月1日	令和11年12月31日
中村調剤薬局	五島情報システム株式会社 代表取締役 中村 博義	長崎県五島市錦町1-15	令和6年1月1日	令和11年12月31日
さとう内科医院	佐藤 克昭	長崎県南島原市北有馬町 丁33-1	令和6年1月1日	令和11年12月31日
谷歯科医院	谷 真彦	長崎県西彼杵郡長与町ま なび野2丁目10 ルネス グランディールⅡ1F	令和6年1月12日	令和12年1月11日
たかはし歯科・小児歯 科	高橋 英敬	長崎市西彼杵郡長与町高 田郷47番地ブルーインの 森 メディカル・スポー ツビル1階	令和6年1月1日	令和11年12月31日
医療法人光善会 長崎 百合野病院	医療法人 光善会 理事長 橋本 敦郎	長崎県西彼杵郡時津町元 村郷1155-2	令和6年1月22日	令和12年1月21日
やまさき歯科医院	山崎 映	長崎県東彼杵郡東彼杵町 彼杵宿郷453-3	令和6年1月5日	令和12年1月4日
みやもり訪問診療クリ ニック	宮森 龍誠	長崎県諫早市金谷町10- 5 金谷貸ビル2F	令和6年1月1日	令和11年12月31日

長崎県告示第272号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関として次のとおり指定した。

令和6年4月19日

長崎県知事 大石 賢吾

（指 定）

医療機関名	開設者	所在地	指定年月日	有効期間
訪問看護ステーション さくらそう	株式会社さくらそう 代表取 締役 戸塚 恵	長崎県東彼杵郡川棚町下 組郷2005-1	令和6年2月1日	令和12年1月31日
株式会社エム・エス ファーマシー 佐々調 剤薬局	株式会社エム・エス・ファ ーマシー 代表取締役 杉本 憲昭	長崎県北松浦郡佐々町市 場免7-3	令和6年2月22日	令和12年2月21日
馬場医院	馬場 恵介	長崎県雲仙市小浜町雲仙 381	令和6年2月12日	令和12年2月11日
合資会社 キザキ南光 堂薬局	合資会社 キザキ南光堂薬局 無限責任社員 木崎 健五	長崎県雲仙市千々石町乙 3番地5	令和6年2月1日	令和12年1月31日

医療法人昌友会 山崎 歯科	医療法人昌友会 理事長 山崎 昌夫	長崎県平戸市辻町字前田 184番地27	令和6年2月1日	令和12年1月31日
医療法人 藤原医院	医療法人藤原医院 理事長 藤原 隆	長崎県諫早市松里町31番 地3	令和6年2月15日	令和12年2月14日
矢次医院	矢次 孝	長崎県諫早市高来町溝口 241	令和6年2月1日	令和12年1月31日
東小路薬局	株式会社トータス 代表取締 役 秀島 義浩	長崎県諫早市東小路町 12-7	令和6年2月1日	令和12年1月31日
医療法人社団兼愛会 前田医院	医療法人社団兼愛会前田医院 理事長 前田 兼徳	長崎県島原市新田町587 番地2	令和6年2月7日	令和12年2月6日
(資) 中央薬局	合資会社 中央薬局 代表社員 織田 哲平	長崎県島原市中堀町64	令和6年2月1日	令和12年1月31日

長崎県告示第273号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和6年4月19日

長崎県知事 大石 賢吾

(廃 止)

医療機関名	開設者	所在地	廃止年月日
桜町調剤薬局 大瀬戸店	永田 厚子	長崎県西海市大瀬戸町瀬戸西濱郷字水口 720-7	令和5年11月30日
なかむら歯科医院	中村 友美	長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷538-11	令和5年12月25日
秋櫻醫院	石田 一美	長崎県大村市諏訪2丁目523-1	令和5年12月31日
デンタルクリニック フジ ワラ	藤原 浩	長崎県諫早市有喜町262-1	令和6年2月1日
訪問看護ステーション さ くらそう	独立行政法人国立病院機構 長崎川棚医療センター 院長 藤岡 ひかる	長崎県東彼杵郡川棚町下組郷2005番地1	令和5年1月31日
植木歯科医院	植木 要祐	長崎県南島原市口之津町甲1642番地	令和5年8月17日

長崎県告示第274号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和6年4月19日

長崎県知事 大石 賢吾

(廃 止)

医療機関名	開設者	所在地	廃止年月日
げんき堂薬局 時津店	株式会社 gen 代表取締役 久松 徹	長崎県西彼杵郡時津町西時津郷847-1	令和6年1月31日
株式会社 亀山薬局白崎店	株式会社 亀山薬局 代表取締役 亀山 貴康	長崎県南島原市有家町山川351-3	令和6年3月1日
清水歯科医院	清水 俊郎	長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷2013番地3	令和5年12月31日

長崎県告示第275号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

令和6年4月19日

長崎県知事 大石 賢吾

(指 定)

事業所の名称及び所在地		申請者の名称及び所在地		サービスの種類	指定年月日
合同会社グローリー たきのう介護みつば ち	長崎県大村市原口 町653番2	合同会社 グロー リー 代表社員 福 島 功子	長崎県大村市溝陸 町408番地61	小規模多機能型居 宅介護 介護予防小規模多 機能型居宅介護	令和5年10月1日

長崎県告示第276号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

令和6年4月19日

長崎県知事 大石 賢吾

(廃 止)

事業所の名称及び所在地		申請者の名称及び所在地		サービスの種類	廃止年月日
池田循環器科内科デ イサービス	長崎県南島原市有 家町山川347-1	医療法人有心会 理 事長 池田 重成	長崎県南島原市有 家町山川347-1	通所介護、通所型 サービス（独自）	令和6年3月1日
医療法人有心会介護 療養型老人保健施設 ふれあい	長崎県南島原市有 家町山川347-1	医療法人有心会 理 事長 池田 重成	長崎県南島原市有 家町山川347-1	介護予防訪問リハ ビリテーション、 訪問リハビリテー ション	令和6年3月1日
介護療養型老人保健 施設ふれあい	長崎県南島原市有 家町山川347-1	医療法人有心会 理 事長 池田 重成	長崎県南島原市有 家町山川347-1	介護老人保健施設	令和6年3月1日
医療法人慈眼会 坂 本医院内科・婦人科 指定介護療養型医療 施設	長崎県島原市親和 町丁2670番地10	医療法人慈眼会 理 事長 関本 眞由美	長崎県島原市親和 町丁2670番地10	介護療養型医療施 設	令和6年3月31日

長崎県告示第277号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関として次のとおり指定した。

令和6年4月19日

長崎県知事 大石 賢吾

(指 定)

業務の種類	指定施術機関名 (指定施術者名)	施術者住所	開設施術所名称 (施術所を開設している場合)	開設施術所所在地 (施術所を開設している場合)	指定年月日
柔道整復	本田 将也	長崎県諫早市日の出町2037-25			令和6年3月29日
柔道整復	園田 安理	長崎県大村市竹松本町1186-2A203			令和5年11月6日
柔道整復	伊藤 亮	長崎県大村市武部町803-4			令和5年11月6日
はり・きゅう	西村 猛	長崎県長崎市琴海形上町1829-1	鍼灸SALON STELLA	長崎県西彼杵郡時津町野田郷152-4	令和6年3月29日

長崎県告示第278号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、その例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関から変更の届出があった。

令和6年4月19日

長崎県知事 大石 賢吾

(変 更)

区分	業務の種類	指定施術機関名 (施術者氏名)	施術者住所	施術所名称 (施術所を開設している場合)	施術所所在地 (施術所を開設している場合)	変更年月日
旧	柔道整復	福本 みずほ	長崎県諫早市上町7-5 大蔵マンション204	みず穂整骨院	長崎県諫早市栗面町93-1	令和6年1月23日
新		庄崎 みずほ				

長崎県告示第279号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和6年4月19日

長崎県知事 大石 賢吾

(廃 止)

業務の種類	指定施術機関名 (施術者氏名)	施術者住所	施術所名称 (施術所を開設している場合)	施術所所在地 (施術所を開設している場合)	廃止年月日
柔道整復	下條 広司	長崎県西彼杵郡長与町高田郷2557-4			令和5年12月25日

長崎県告示第280号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区

について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和6年4月19日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

長崎市西部加入区

長崎県告示第281号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年4月19日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 日ノ島猿浦線	南松浦郡新上五島町若松郷字竈ノ浦457番25地先から 南松浦郡新上五島町若松郷字竈ノ浦455番20地先まで	令和6年4月19日

長崎県告示第282号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年4月19日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道

路線名 202号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市江上町1953番2地先から 佐世保市江上町1942番1地先まで	前	23.3~26.7	20.0	
	後	23.8~32.7	20.0	

長崎県告示第283号

長崎県立高等学校及び長崎県立特別支援学校の消防用設備等点検業務に係る契約の締結が見込まれるので、指名競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和6年4月19日

長崎県知事 大石 賢吾

1 業務の種類

長崎県立高等学校及び長崎県立特別支援学校の消防法令に基づく消防用設備等の点検業務

2 指名競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く）
- (2) 次のアからカのいずれかに該当する事実があった後2年を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員
の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、
支配人その他の使用人として使用した者
 - (3) 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - (4) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - (5) 乙種消防設備士第1類から第7類以上の資格を有していない者
 - (6) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
 - (7) この告示の日の前日に長崎県内に本社（店）又は支店等を有しない者
- 3 指名競争入札参加者の資格及び審査
- (1) 指名競争入札参加者の資格は、地方自治法施行令第167条の5第1項に定める要件に基づき、(2)に掲げる
事項について審査し、決定する。
 - (2) 審査事項
 - ア 年間売上高
 - イ 営業年数
 - ウ 従業員数
 - エ 財務比率（純利益率、固定長期適合率、流動比率）
- 4 指名競争入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請の時期
この告示の日から令和6年5月14日までとする。
 - (2) 申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を、この告示の日から10に掲げる
場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。
 - (3) 申請書の提出方法
申請書は、申請書に次の書類を添え、10に掲げる場所に提出すること。郵送（書留郵便による。令和6年
5月14日必着）も可。
 - ア 法人にあっては登記簿謄本
 - イ 個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書及び指定法務局が発行する成年後見登記
制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
 - ウ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
 - エ 県税に関し未納がないことを証する証明書
 - オ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
 - カ 印鑑届（様式第2号）
 - キ 口座振替申込書（様式第3号）
 - ク 県内に本社（店）を有しない者にあっては、指名競争入札参加申請書（様式第4号）
 - (4) 申請書等の作成に用いる言語
申請書等は、日本語及び日本国通貨で作成すること。
- 5 資格審査結果の通知
資格審査結果通知書（様式第5号）により通知（郵送）する。
- 6 資格の有効期間
この告示に基づき資格を取得したときから令和9年5月31日までとする。
- 7 資格審査申請書記載事項の変更届
入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅
滞なく資格審査申請事項変更届（様式第6号）を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
 - (2) 所在地
 - (3) 代表者
 - (4) 資本金（法人の場合）

- (5) 使用印鑑
- (6) 委任事項
- (7) 金融機関取引口座
- (8) 電話番号

8 競争入札参加資格変更審査申請

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく競争入札参加資格変更審査申請書（様式第7号）を提出し、審査を受けなければならない。

- (1) 合併、営業譲渡、相続等により組織の変更が生じたとき。
- (2) 会社分割制度（商法等の一部を改正する法律（平成12年法律第90号））による会社分割により組織の変更が生じたとき。

9 資格の取消し等

- (1) 入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(2)に該当するに至った場合は、当該資格を取り消し、又はその事実があった後2年間は競争入札に参加させない。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が2の(2)に該当するに至った場合も、同様とする。
- (2) 資格を受けた者が、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、その資格を取り消すこととする。

(3) 資格取消しの通知

入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

10 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1

（名称）長崎県教育庁教育環境整備課（県立学校管理班）

（電話）095-894-3323

(様式第1号)

整理番号 _____

競争入札参加資格審査申請書

長崎県が発注する長崎県立高等学校及び長崎県立特別支援学校の消防法令に基づく消防設備等の点検業務に係る競争入札に参加する資格について、関係書類を添えて審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

年 月 日

長崎県知事 大石 賢吾 様

登録番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

本社
0 0

郵便番号											
所在地											
フリガナ											
商号又は名称											
フリガナ											
代表者職氏名	印										
電話番号						FAX番号					

支社
□ □

郵便番号											
所在地											
フリガナ											
商号又は名称											
フリガナ											
代表者職氏名	印										
電話番号						FAX番号					

(次のいずれかの番号を○で囲むこと。)

消費税及び地方消費税	
1 課税	2 非課税

目 次

- 1 誓 約 書
- 2 財 務 関 係 明 細 書
- 3 営 業 概 要 書
- 4 委 任 状

添 付 書 類

- 1 法人にあつては、登記簿謄本
- 2 個人にあつては、次のア及びイ
 - ア 身元（分）証明書
 - イ 成年後見登記制度における登記事項証明書
又は、登記されていないことの証明書
- 3 営業に必要な許可、認可等を証する書類
- 4 県税に関し未納がないことを証する証明書
- 5 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び
地方消費税の未納がないことを証する証明書
- 6 印 鑑 届（様式第2号）
- 7 口座振替申込書（様式第3号）
- 8 指名競争入札参加申請書（様式第4号）
※県内に本社（店）を有しない者のみ提出

1 誓 約 書

長崎県登録業者として資格を取得したうへは、入札の執行、契約の履行にあたっては関係諸規則を遵守し、決して不正の行為をなさないことを誓約いたします。

なお、万一違反不正の行為があった場合において資格取消しの処分を受けても異議はありません。

年 月 日

長崎県知事 大石 賢吾 様

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

2 財務関係明細書 (法人用)

貸借対照表

年 月 日現在

単位：円

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産		流動負債	
現金及び預金		支払手形	
受取手形		買掛金	
売掛金		短期借入金	
有価証券		未払金	
商品・製品・仕掛品		未払費用	
原材料及び貯蔵品		賞与引当金	
前払金		その他流動負債	
短期貸付金			
未収金		固定負債	
その他の流動資産		長期借入金	
貸倒引当金		退職給与引当金	
		その他固定負債	
固定資産			
有形固定資産		負債の部合計	
土地			
建物・構築物		資 本 の 部	
機械・運搬具		資 本 金	
工具器具・備品			
その他有形固定資産		法定準備金	
		資本準備金	
無形固定資産		利益準備金	
電話加入権			
その他無形固定資産		剰 余 金	
		任意積立金	
投資等		別途積立金	
		当期末処分利益	
		(当期利益)	
繰延資産		そ の 他	
		資本の部合計	
資産の部合計		負債・資本の部合計	

損益計算書

(年 月 日から 年 月 日まで)

単位：円

経常損益の部	
営業損益の部	
(ア) 売上高	
(イ) 売上原価	
(ウ) 売上総損益 [(ア) - (イ)]	
(エ) 販売費及び一般管理費	
(オ) 営業利益 [(ウ) - (エ)]	
営業外損益の部	
(カ) 営業外収益	
(キ) 営業外費用	
(ク) 経常利益 [(オ) + (カ) - (キ)]	
特別損益の部	
(ケ) 特別利益	
(コ) 特別損失	
(カ) 税引前当期利益 [(ク) + (ケ) - (コ)]	
(シ) 法人税住民税等	
(ス) 当期利益 [(カ) - (シ)]	
(セ) 前期繰越利益等	
(ソ) 当期末処分利益 [(ス) + (セ)]	

3 営業概要書（法人用）

(1) 前2カ年の損益状況

	売上高 (A)	売上総損益 (売上高－売上原価)	当期利益	(A)のうち長崎 県庁への売上高
直前 事業年度	千円	千円	千円	千円
基準年度				

- (注) 1 直前事業年度欄は、基準年度の直前1年間の事業年度の実績を記入すること。
 2 基準年度欄は、基準年度（財務関係明細書作成年度）の実績を記入すること。

(2) 従業員数（常勤の役員を含む。代表は除く。）

従業員 数		技術関係職員 人	事務関係職員 人	その他職員 人	合計 人
	総従業員数				
	支社等の従業員数	()	()	()	()

- (注) 支社等の従業員数は支社等に入札の権限を委任する場合に、総従業員数の内数として記入する。

(3) 前2カ年の自己資本金の状況

(単位：千円)

自己 資本 額	区 分	資本金	資本 準備金	利益 準備金	任意・別途 積立金	当期 未処分利益	計
	直前の事業年度						
	基準年度						

(4) 財務比率

売上高 当期利益率	$\frac{\text{当期利益}}{\text{売上高}} \times 100 =$	千円 千円	%
固定長期 適合率	$\frac{\text{固定資産計}}{\text{固定負債} + \text{自己資本計}} \times 100 =$	千円 千円	%
流動比率	$\frac{\text{流動資産計}}{\text{流動負債計}} \times 100 =$	千円 千円	%

- (注) 小数点以下2位まで計算して2位を四捨五入すること。

(5) 営業経歴

営業年数	創業年	現組織への変更	現組織へ変更後の年数
年 月	年	年 月	年 月

※年月数は基準日（申請書を提出する日の属する月の初日）の前日までの年月数とする。

(7) 県内の本社、支社又は営業所等

営業所等名	従業員数 (人) 総数 (うち資格者)	所在地	電話番号
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		

- (注) 1 本社を含めて長崎県内にあるすべての支社又は営業所等について記入すること。
2 従業員数欄のカッコ内には、資格を有する者の人数を記入すること。
3 この欄に記入することによって、入札、契約等の権限が生ずるものではない。

2 財務関係明細書（個人用）

貸借対照表

年12月31日現在

単位：円

資 産 の 部		負 債 ・ 資 本 の 部	
流動資産		流動負債	
現金		支払手形	
当座預金		買掛金	
定期預金		短期借入金	
その他の預金		未払金	
受取手形		前受金	
売掛金		預り金	
有価証券		その他流動負債	
棚卸資産			
前払金		固定負債	
貸付金		長期借入金	
その他の流動資産		その他固定負債	
固定資産			
有形固定資産			
土地			
建物・建物附属設備			
機械装置・車両運搬具		引当金	
工具・器具・備品		貸倒引当金	
その他有形固定資産		その他	
無形固定資産			
電話加入権			
その他無形固定資産		事業主借	
		元入金	
繰延資産		所得金額（損益計算書の(ス)）	
繰延費用			
事業主貸			
資産の部合計		負債・資本の部合計	

損益計算書（ 年1月1日から 年12月31日まで）

単位：円

経常損益	
(ア) 売上金額（雑収入含む）	
(イ) 売上原価（差引原価）	
(ウ) 差引金額（売上総損益）〔(ア) - (イ)〕	
(ロ) 経費	
(カ) 差引金額〔(ウ) - (ロ)〕	
各種引当金・準備金等	
(キ) 繰戻額等〔(キ) + (ク)〕	
内訳 (キ) 貸倒引当金	
(ク) その他	
(ク) 繰入額等〔(ロ) + (ハ) + (シ)〕	
内訳 (ロ) 貸倒引当金	
(ハ) 専従者給与	
(シ) その他	
(ス) 所得金額（青色申告特別控除前）	
〔(カ) + (ク) - (ク)〕	

3 営業概要書（個人用）

(1) 前2カ年の損益状況

	売上金額 (A)	売上総損益 (売上金額－売上原価)	所得金額	(A)のうち長崎 県庁への売上高
	千円	千円	千円	千円
直 前 事 業 年				
基 準 年				

- (注) 1 直前事業年欄は、基準年の直前1年間の事業年の実績を記入すること。
 2 基準年欄は、基準年（財務関係明細書作成年）の実績を記入すること。

(2) 従業員数（代表は除く。）

従業員数		技術関係職員 人	事務関係職員 人	その他職員 人	合計 人
	総従業員数				
支店等の従業員数	()	()	()	()	()

- (注) 支店等の従業員数は支店等に入札の権限を委任する場合に、総従業員数の内数として記入する。

(3) 前2カ年の自己資本金の状況

(単位：千円)

自己資本額	区 分	事業主借（貸）	元 入 金	所得金額	計
	直前の事業年				
基 準 年					

- (注) 事業主借（貸）は、（事業主借－事業主貸）を記入する。

(4) 財務比率

売上高 当期利益率	$\frac{\text{所得金額}}{\text{売上金額}} \times 100 =$	千円 千円	%
固定長期 適合率	$\frac{\text{固定資産計}}{\text{固定負債} + \text{自己資本計}} \times 100 =$	千円 千円	%
流動比率	$\frac{\text{流動資産計}}{\text{流動負債計}} \times 100 =$	千円 千円	%

- (注) 小数点以下2位まで計算して2位を四捨五入すること。

(5) 営業経歴

営業年数	創業年	現組織への変更	現組織へ変更後の年数
年 月	年	年 月	年 月

※年月数は基準日（申請書を提出する日の属する月の初日）の前日までの年月数とする。

(6) 営業実績

損益計算書と同期間

契約の相手方		発注者 コード	契約金額 (千円)	契約年月日
名 称	所在地			
				. .
				. .
				. .
				. .
				. .
				. .
				. .
				. .
				. .
				. .
				. .
				. .
				. .
				. .
				. .
				. .
				. .
				. .
				. .
				. .
合 計				

- (注) 1 長崎県内の分について記入すること。
- 2 所在地は、市町村のみ記入すること。
- 3 発注者コード A・・・長崎県
B・・・他の都道府県
C・・・民間企業等
- 4 契約金額は、千円未満を切り捨てて千円単位で記入すること。

(7) 県内の本社、支店又は営業所等

営 業 所 等 名	従業員数 (人) 総数 (うち資格者)	所 在 地	電 話 番 号
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		

- (注) 1 本社を含めて長崎県内にあるすべての支店又は営業所等について記入すること。
2 従業員数欄のカッコ内には、資格を有する者の人数を記入すること。
3 この欄に記入することによって、入札、契約等の権限が生ずるものではない。

4 委 任 状

商号又は
名 称 _____

私は、 役 職 名 _____を代理人と定め下記権限を

氏 名 _____

委任します。

- 1 見積・入札・契約締結の件
- 2 業務の受託・代金請求・領収の件

委 任 期 間

自 年 月 日

至 年 月 日

年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

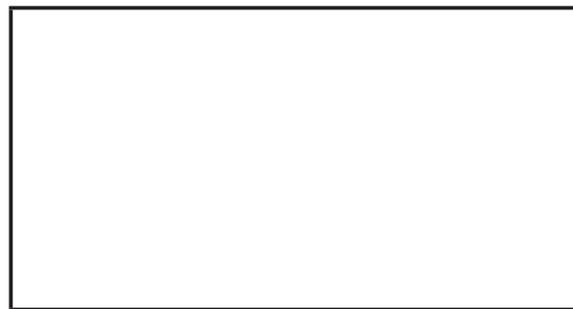
Ⓜ

(注) 委任状は、権限を支社（店）長等に委任する場合のみ記入すること。

(様式第2号)

登 録 番 号							
---------	--	--	--	--	--	--	--

印 鑑 届



弊社（店）が貴県との取引上使用する書類には、すべて上記の印鑑を使用いたしますので届け出ます。

年 月 日

長崎県知事 大石 賢吾 様

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

⑩

(様式第4号)

年 月 日

指名競争入札参加申請書

長崎県知事 大石 賢吾 様

住 所 _____

会社名 _____ 印

代表者 _____ 印

貴県が実施する指名競争入札に参加したいので、____年 月 日現在の県内支店の従業員数等について下記のとおり報告します。

また、資格の有効期間中に県内支店を廃止した場合や従業員の雇用の実態がなくなった場合は速やかにその事実を報告します。

なお、本書に記載した内容は事実と相違ないことを誓約いたします。

記

- 1 県内支店における従業員等の雇用状況（代表者を除く常勤の従業員数を記載してください。（パート、アルバイトは含まない。））

常勤の従業員数 _____ 人

- 2 直近の決算年度の県税（事業税、県民税）の納付状況

_____ 円

(注) 指名競争入札参加申請書は、県内に本社（店）を有しない者のみ提出すること。

(様式第5号)

資格審査結果通知書

年 月 日

商号又は名称

代表者氏名 様

長崎県知事 大石 賢吾

さきに提出されました競争入札参加資格審査申請書に基づき、貴社（所、店）の参加

下記のとおり資格がある
資格を審査した結果、
資格がない
ものと決定しました。

記

1 登 録 番 号

2 登 録 年 月 日 年 月 日

3 登録品目（業種） 長崎県立高等学校及び長崎県立特別支援学校の消防法令に
基づく消防用設備等の点検業務

4 有 効 期 間 自 年 月 日
至 年 月 日

(様式第6号)

登録番号					
------	--	--	--	--	--

資格審査申請事項変更届

年 月 日

長崎県知事 大石 賢吾 様

所 在 地

TEL・FAX

商号又は名称

代表者氏名

印

競争入札参加資格審査申請書の記載事項について、下記のとおり変更しましたので届け出ます。

記

変更事項及び 変更年月日	変 更 前	変 更 後

(注) 変更事項の内容に対する証明書類を添付すること。

(様式第7号)

競争入札参加資格変更審査申請書

年 月 日

長崎県知事 大石 賢吾 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

年 月 日付けをもって決定通知のあった競争入札参加資格について、次のとおり変更があったので関係書類を添えて変更審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違ないことを誓約します。

記

1 変更のあった事項

変更前

変更後

2 変更の理由

3 その他

公 告

大規模小売店舗の新設の届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和6年4月19日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス貝津店
長崎県諫早市貝津町1506-1ほか4筆
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和6年11月30日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,383平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
建物敷地南側 46台
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
建物東側 10台
 - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
建物西側 27.0平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内西側 10.35立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時00分から午後10時00分
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
敷地西側 1箇所
敷地東側 1箇所 合計2箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間

2 届出年月日

令和6年3月29日

3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
- (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、諫早市経済交流部商工観光課及び大村市産業振興部商工振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和6年4月19日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
対馬ショッピングセンター
長崎県対馬市美津島町雑知字陽樽ノ濱乙505-1
- 2 届出の概要
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
対馬市長 比田勝 尚喜
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び対馬市観光交流商工部観光商工課

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、鬼岳土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和6年4月19日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
道 脇 実喜夫	五島市長手町239番地4	小 林 茂 俊	五島市向町1132番地1
亀 山 光 孝	五島市向町2396番地	道 脇 実喜夫	五島市長手町239番地4
大 里 和 弘	五島市下崎山町107番地3	藤 原 善 昭	五島市下崎山町75番地
野 原 秀 則	五島市下崎山町60番地	大 坪 千嘉夫	五島市下崎山町113番地
白 濱 康 範	五島市下崎山町400番地3	七 里 智 幸	五島市下崎山町248番地2
松 園 三 雄	五島市下崎山町243番地2	山 端 正 幸	五島市下崎山町314番地2
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
才 津 徳 教	五島市下崎山町772番地5	才 津 徳 教	五島市長手町88番地

川 崎 善 一	五島市下崎山町980番地2	川 崎 善 一	五島市下崎山町980番地2
熊 川 長 吉	五島市下崎山町414番地2		

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、大宝土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和6年4月19日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
近 藤 英 海	五島市玉之浦町大宝970番地	近 藤 英 海	五島市玉之浦町大宝970番地
寺 内 和 彦	五島市玉之浦町大宝903番地4	寺 内 和 彦	五島市玉之浦町大宝903番地4
瀬 川 徳 幸	五島市玉之浦町大宝655番地16	瀬 川 徳 幸	五島市玉之浦町大宝655番地16
西 隅 勝 久	五島市玉之浦町大宝687番地1	西 隅 勝 久	五島市玉之浦町大宝687番地1
北 川 堅 一	五島市玉之浦町大宝289番地5	北 川 堅 一	五島市玉之浦町大宝289番地5
近 藤 泰 廣	五島市玉之浦町大宝924番地1	近 藤 泰 廣	五島市玉之浦町大宝924番地1
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
海 際 康 義	五島市玉之浦町大宝677番地	近 藤 卓 示	五島市玉之浦町大宝930番地1
山 中 学	五島市玉之浦町大宝885番地1	川 上 米 弘	五島市玉之浦町大宝950番地1

労働委員会告示

長崎県労働委員会告示第1号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、あっせん員候補者を次のとおり公示する。

令和6年4月19日

長崎県労働委員会
会長 國弘 達夫

○長崎県労働委員会あっせん員候補者

氏 名	委嘱年月日	現 職	前 職
國 弘 達 夫	H7.5.8	弁護士 長崎県労働委員会会長	
福 澤 勝 彦	H11.11.5	長崎大学名誉教授 長崎県労働委員会会長代理	

堀 江 憲 二	H15. 11. 5	弁護士 長崎県労働委員会公益委員	
山 下 肇	H23. 11. 7	弁護士 長崎県労働委員会公益委員	
矢 野 生 子	H27. 11. 5	長崎県立大学経営学部教授 長崎県労働委員会公益委員	
宮 崎 辰 弥	H29. 11. 6	日本労働組合総連合会 長崎県連合会オルガナイザー 長崎県労働委員会労働者委員	
高 藤 義 弘	R 1. 11. 5	日本労働組合総連合会 長崎県連合会会長 長崎県労働委員会労働者委員	
本 田 恵美子	R 1. 11. 5	全日本自治団体労働組合 長崎県本部特別執行委員 長崎県労働委員会労働者委員	
塩 田 淑 文	R 3. 11. 5	三菱重工グループ労働組合連合会 長崎地区本部執行委員長 長崎県労働委員会労働者委員	
菊 永 昌 和	R 5. 11. 6	全日本自治団体労働組合 長崎県本部執行委員長 長崎県労働委員会労働者委員	
川 口 勇一郎	H23. 11. 7	キングタクシー株式会社 代表取締役社長 長崎県労働委員会使用者委員	
永 江 圭 爾	H25. 11. 5	株式会社昭和堂 専務取締役 長崎県労働委員会使用者委員	
岩 根 信 弘	H27. 11. 5	長崎観光貿易株式会社 取締役 長崎県労働委員会使用者委員	
小 野 裕 子	R 3. 11. 5	株式会社日本冷熱 監査役 長崎県労働委員会使用者委員	
峯 下 隆 久	R 5. 11. 6	長崎県経営者協会 専務理事 長崎県労働委員会使用者委員	
田 中 紀久美	R 5. 4. 5	長崎県労働委員会事務局長	
西 平 能 成	R 5. 4. 5	長崎県労働委員会事務局調整審査課長	

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五) 二二一四一

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト